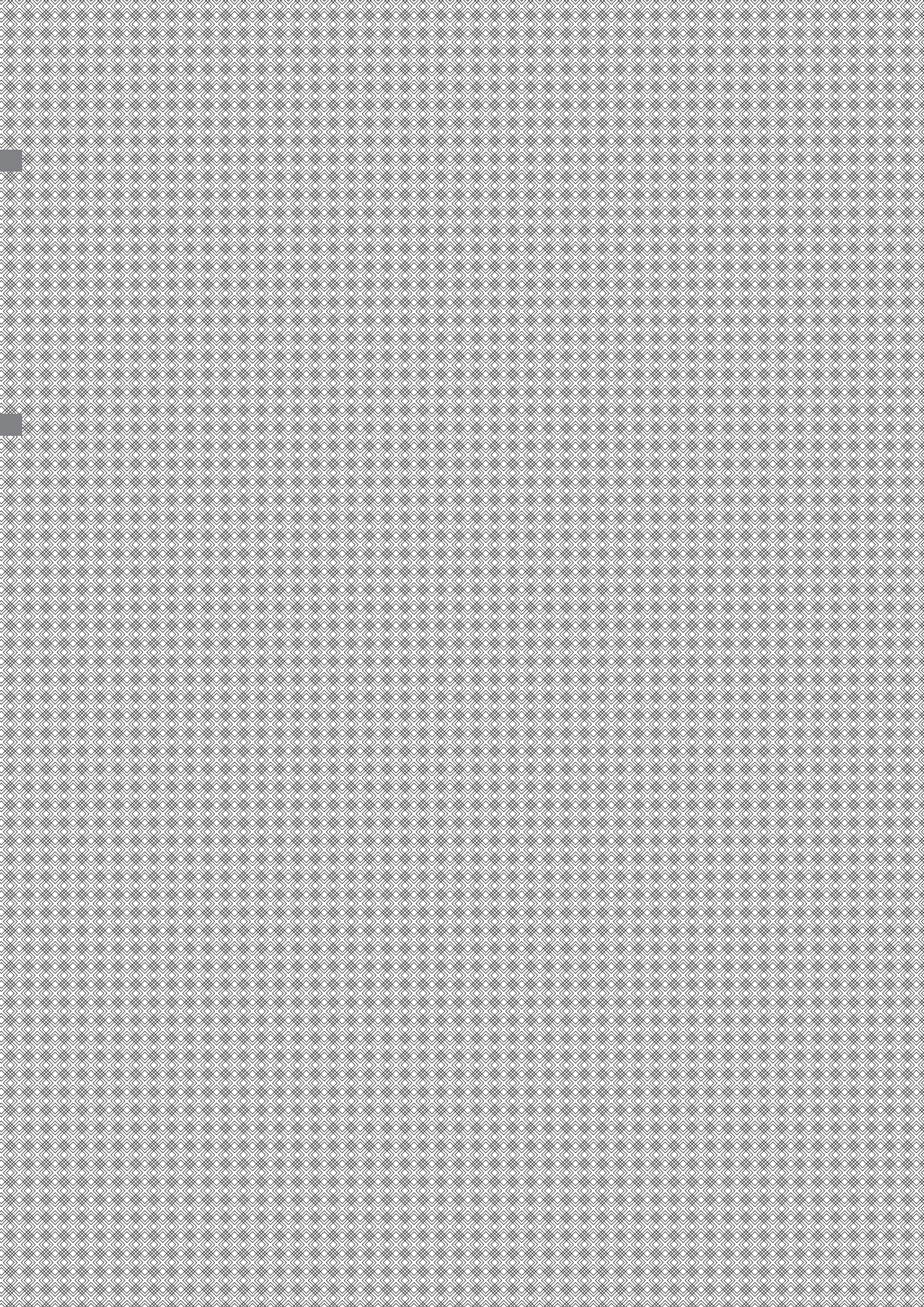


相続税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和8年4月3日現在の施行法令等によって出題されます。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「E 1～E 13」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点—

問 1 (25 点)

次の〔設例〕に基づき、以下の(1)及び(2)の〔問〕に答えなさい。

〔設例〕

個人 A は、自己が保有する土地(通常取引価額(時価) 1,000 万円)を、200 万円で譲渡することを考えている。この譲渡対価は著しく低い価額の対価と認められるものとする。

〔問〕

- (1) 当該土地を個人 B (個人 A の子)に譲渡した場合、当該土地に係る贈与税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。
- (2) 当該土地を同族会社 C (個人 B (個人 A の子)が代表取締役であり、株主は個人 B のみである。)に譲渡し、その結果、個人 B の保有する同族会社 C の株式の価額の合計額が、譲渡直前の価額から 500 万円増加した。この場合の贈与税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

問 2 (25 点)

次の〔設例〕に基づき、以下の〔問〕に答えなさい。

〔設例〕

個人 X は、次のとおり個人 Y (個人 X の子)に贈与を行っていたが、令和 8 年 10 月に個人 X は死亡した。個人 Y は、個人 X の相続について放棄し、財産等を取得していない。

また、個人 Y は、当該贈与以外の贈与を受けたことはなく、全て適法に申告等の手続を行っている。

贈与日	贈与の内容	備 考
令和 5 年 4 月	現金 300 万円	
令和 6 年 4 月	現金 500 万円	
令和 7 年 8 月	建物 2,500 万円 (贈与時の価額(時価))	・ 相続時精算課税を適用(相続税法第 21 条の 9 に規定する相続時精算課税選択届出書を提出)して、贈与税の申告をしている。 ・ 令和 8 年 5 月に災害によりこの建物が相当の被害を受けたため、租税特別措置法第 70 条の 3 の 3 (相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例)の規定による承認を申請し、同年 9 月に税務署長の承認を受けた(被災価額 500 万円)。
令和 8 年 4 月	現金 800 万円	

[問]

上記の贈与に関し、個人Xの相続に係る個人Yの相続税の課税価格について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

〔第二問〕 — 50 点 —

被相続人甲の相続人及び受遺者(以下「相続人等」という。)の納付すべき相続税額を、次の【資料 1】～【資料 3】に基づき、答案用紙の「1 各相続人等の相続税の課税価格の計算」及び「2 納付すべき相続税額の計算」の指示に従って、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、解答は、次の(1)～(9)に掲げる指示に従って行うこと。

- (1) 財産の評価に当たっては、令和 8 年 4 月 3 日現在の財産評価基本通達(令和 8 年 4 月 4 日以降に改正があった場合には、改正前の財産評価基本通達をいう。)に基づき評価するものとする。
- (2) 課税価格の計算のうち、小規模宅地等の特例については、答案用紙の「1(3) 小規模宅地等の特例の計算」欄に記入することとし、小規模宅地等の課税価格の合計額が最も少なくなる方法を選択するものとする。

なお、その特例の適用を受ける財産については、答案用紙の「1(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算」の「課税価格に算入される金額」欄には、その特例の適用を受ける前の評価額を記入すること。

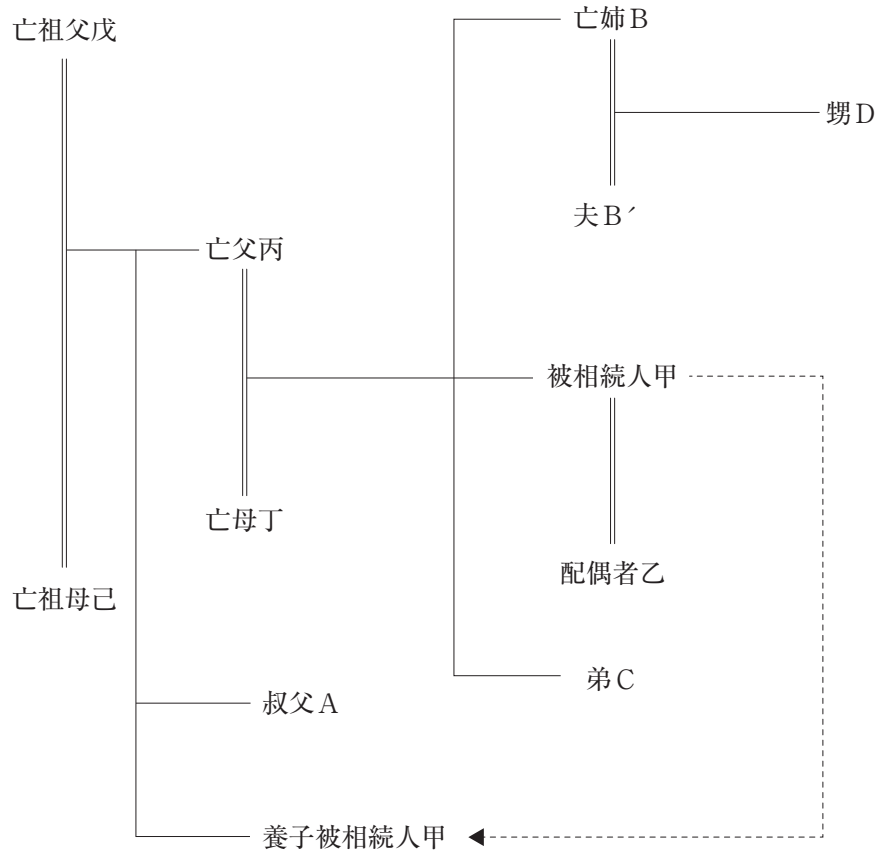
- (3) 容積率の異なる 2 以上の地域にわたる宅地の価額を計算する場合の控除割合は、小数点以下 3 位未満を四捨五入するものとする。
- (4) 取引相場のない株式の 1 株当たりの価額の計算については、答案用紙の「1(2) 遺贈により取得した個々の財産(取引相場のない J 社株式)の価額の計算」欄に記入する。取引相場のない株式の評価上、類似業種比準方式により計算する場合の要素別比準割合及び比準割合はそれぞれ小数点以下 2 位未満を切り捨てて計算するものとし、1 株当たりの年配当金額及び 1 株当たりの比準価額を計算する場合は 10 銭未満を、1 株当たりの年利益金額及び 1 株当たりの純資産価額を計算する場合は 1 円未満を切り捨てて計算するものとする。

また、純資産価額方式を計算する場合の資産及び負債の金額は、千円未満を切り捨てて計算し、評価差額に対する法人税額等に相当する金額を計算する場合の率は、38%とする。

- (5) 相続税の納税猶予の特例の適用を考慮する必要はない。
- (6) 源泉徴収されるべき所得税等の額に相当する金額を計算する場合の税率は、20.315%とする。
- (7) 各相続人等の課税価格に算入される金額の計算に当たって 2 以上の計算方法がある場合には、特に指示されている事項を除き、各相続人等の課税価格が最も少なくなる方法を選択するものとする。
- (8) 各相続人等の算出相続税額の計算に当たってのあん分割合は、端数処理の調整を行わずに計算するものとする。
- (9) 答案用紙の()の欄には必要に応じて財産の種類等を記入した上で解答すること。

【資料 1】

- 1 被相続人甲は、令和 8 年(2026 年) 8 月 3 日に自宅で死亡し、相続人等は全員同日中にその事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- (注 1) 被相続人甲(昭和 47 年(1972 年)生まれ)は、相続開始時において、日本国籍を有しており、日本国内に住所を有していた。また、生前において日本国外に住所を有していたことはない。
- (注 2) 夫 B′ 及び甥 D は、相続開始時において、米国に住所及び国籍を有しており、相続開始前 10 年以内に日本国内に住所を有していたことはない。また、甥 D は 17 歳(平成 21 年(2009 年) 5 月 10 日生まれ)であり、それ以外の者は全員 18 歳以上である。
- (注 3) 夫 B′ 及び甥 D 以外の相続人等は、相続開始時において、全員が日本国籍を有しており、日本国内に住所を有していた。
- (注 4) 亡母丁、亡祖父戊、亡祖母己及び亡姉 B は、被相続人甲の相続開始前に死亡しており、各人の死亡について、各相続人らは、課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を超えていないため相続税の申告はしていない。また、亡父丙は令和 4 年(2022 年) 5 月 6 日に死亡しており、亡父丙の相続税の課税関係は下記 8 のとおりである。
- (注 5) 被相続人甲は、平成 6 年(1994 年) 4 月に亡祖父戊と亡祖母己との間で、適法に普通養子縁組をしており、その後離縁の手続はしていない。

3 被相続人甲の遺産等(財産の所在は、全て日本国内である。)に関して判明している事項は、次の(1)～(8)のとおりである。なお、被相続人甲は適法な手続により作成した公正証書遺言により、それぞれ以下のとおり受遺者に財産を遺贈しており、受遺者はいずれも遺贈の放棄をしていない。

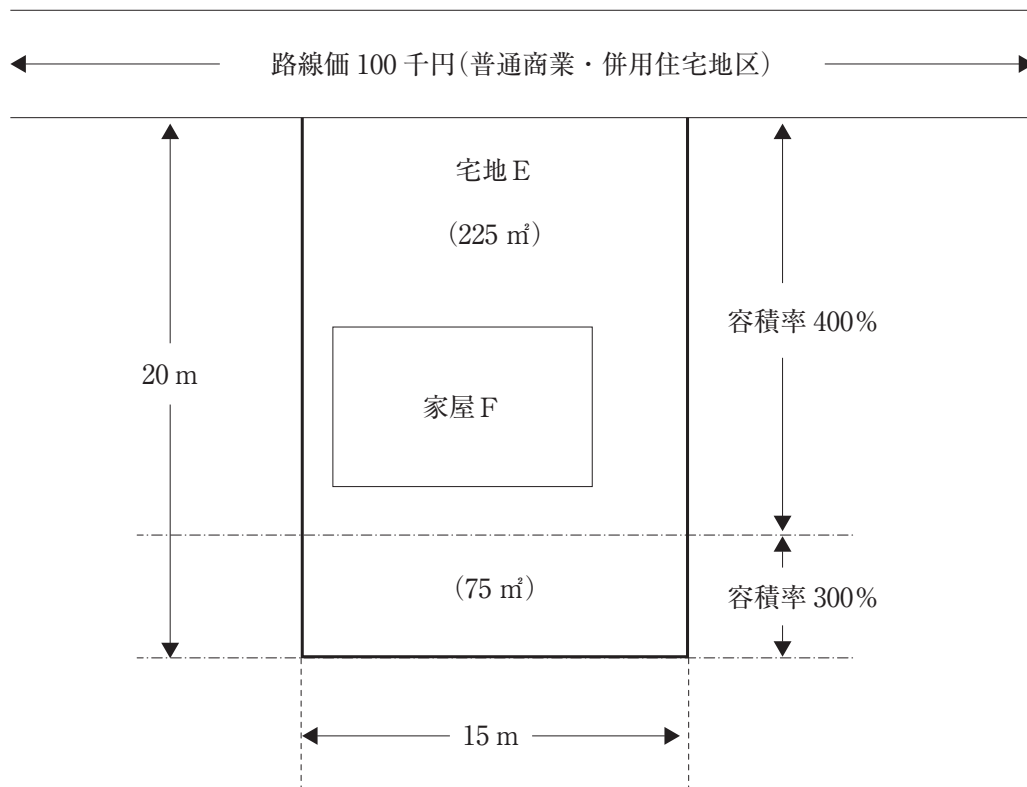
また、宅地及び建物は全て、借地権の設定に際し、その設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払う取引慣行のある地域に所在しているものとし、借地権割合は50%、借家権割合は30%として計算するものとする。

(1) 宅地E(300㎡)の被相続人甲の共有持分は、配偶者乙に遺贈する。

宅地Eは三大都市圏内にある路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。

被相続人甲は、令和8年2月3日に、配偶者乙に対して、宅地Eの共有持分3分の2を贈与しており、相続開始直前における宅地Eのそれぞれの持分割合は、被相続人甲が3分の1、配偶者乙が3分の2となっていた。

なお、宅地Eは、下記(2)の家屋Fの敷地の用に供されており、この贈与の後、被相続人甲と配偶者乙との間で地代等の授受は行われていない。



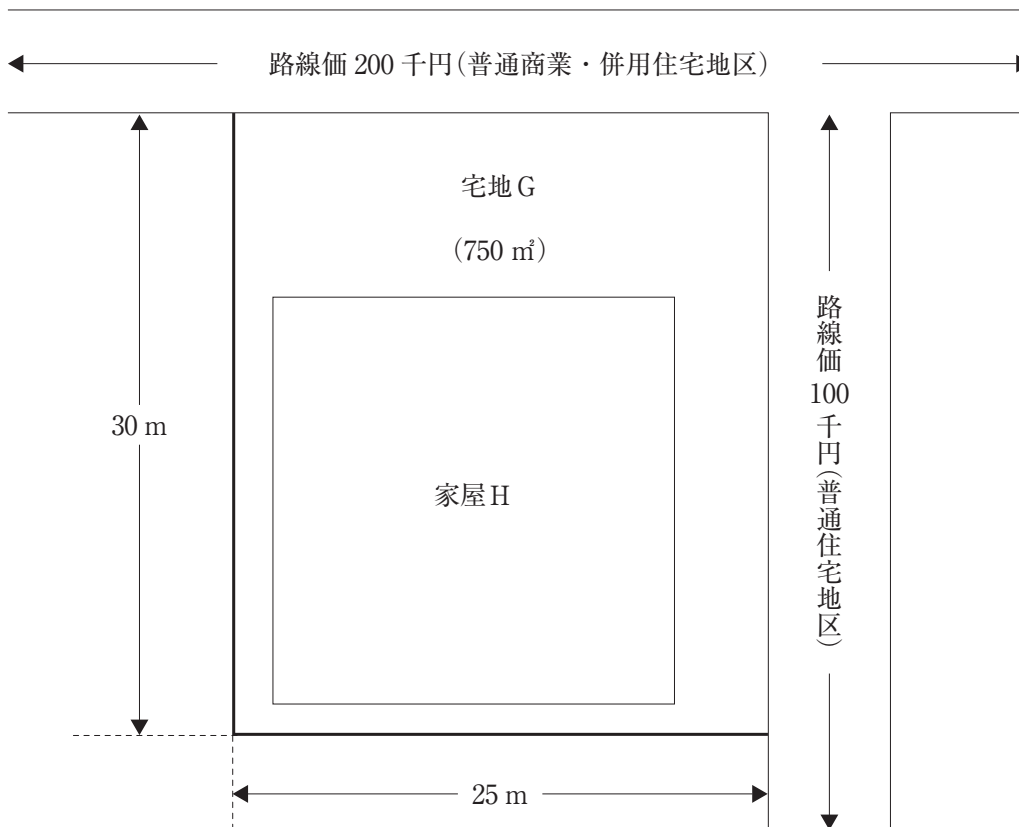
(2) 家屋Fは、配偶者乙に遺贈する。

家屋F(固定資産税評価額 20,000,000 円)は、上記(1)の宅地Eの上に存する建物であり、相続開始直前において、被相続人甲及び配偶者乙の居住の用に供されていた。

- (3) 宅地 G (750㎡)は、配偶者乙に遺贈する。

宅地 G は、三大都市圏の路線価地域に所在し、地積規模の大きな宅地に該当し、その地形等は次のとおりである。

なお、宅地 G は、下記(4)の家屋 H の敷地の用に供されており、配偶者乙は、相続税の申告期限まで引き続き所有し、その用に供している。



- (4) 家屋 H の被相続人甲の共有持分 2 分の 1 は、配偶者乙に遺贈する。

家屋 H (固定資産税評価額 60,000,000 円) は、上記(3)の宅地 G の上に存する建物である。被相続人甲と配偶者乙は、この家屋 H を共有し(それぞれの共有持分は 2 分の 1 である。)、これを平成 20 年から賃貸借契約により 2 人の名義で、第三者に賃貸していたが、配偶者乙は被相続人甲に対して地代等の支払はしていなかった。また、配偶者乙は、被相続人甲の相続開始後、被相続人甲の賃貸も引き継ぎ、相続税の申告期限まで引き続き貸し付けている。なお、配偶者乙は被相続人甲と生計を一にしていた。

- (5) I 社の株式 1,000 株は、弟 C に遺贈する。

この株式は、東京証券取引所に上場されている株式で、その価格等の状況は次のとおりである。

なお、I 社の事業年度は 1 年である。

イ 課税時期の最終価格	12,500 円
ロ 毎日の最終価格の月平均額	

令和 8 年 8 月の毎日の最終価格の月平均額	12,600 円
令和 8 年 7 月の毎日の最終価格の月平均額	12,700 円
令和 8 年 7 月 1 日から 29 日までの毎日の最終価格の平均額	12,900 円
令和 8 年 7 月 30 日から 31 日までの毎日の最終価格の平均額	12,500 円
令和 8 年 6 月の毎日の最終価格の月平均額	12,800 円
ハ 配当金交付の基準日	令和 8 年 7 月 31 日
ニ 予想配当金額	現金配当 1 株につき 400 円
ホ 配当落の日	令和 8 年 7 月 30 日
ヘ 株主総会の決議日	令和 8 年 10 月 15 日

(6) J 社株式 6,000 株は、叔父 A に 5,200 株、弟 C に 800 株をそれぞれ遺贈する。

この株式の評価に当たり、必要な事項は次のとおりである。

- イ J 社(平成 8 年 4 月 1 日設立)は教育、学習支援業を営む会社で、その事業年度は 1 年であり、決算日は 3 月 31 日である。
- ロ J 社の発行済株式数は、20,000 株(全て普通株式であり、議決権は 100 株につき 1 個である。また、自己株式はない。)であり、直前期末から課税時期までに、資本金等の額の増減は生じていない。
- ハ J 社の株式は「取引相場のない株式」であり、評価上の区分は「中会社」に該当し、L の割合は 0.75 とする。また、J 社の株式は、特定の評価会社の株式には該当しない。
- ニ 相続開始直前の株主構成は次のとおりである。
- 被相続人甲 6,000 株
- 叔父 A 14,000 株
- ホ 叔父 A は J 社の代表取締役、被相続人甲は取締役であり、相続税の申告期限までに新たに取締役に就任した者はいない。
- ヘ J 社の年配当金額等は次のとおりである。なお、J 社は令和 8 年 5 月 28 日の定時株主総会で、直前事業年度の末日を基準とした株式の配当を見送る決議をしている。

事業年度	年配当金額	左のうち非経常的な配当金額
直前期	150,000 円	0 円
直前々期	150,000 円	60,000 円
直前々期の前期	0 円	0 円

ト J社の法人税の課税所得金額等は次のとおりである。

事業年度	法人税の課税所得金額	左のうち非経常的な利益金額	受取配当等の益金不算入額	左の所得税額
直前期	2,500,000 円	((注1)参照)	100,000 円	20,000 円
直前々期	0 円	0 円	80,000 円	16,000 円
直前々期の前期	△1,000,000 円	0 円	100,000 円	20,000 円

(注1) 直前期の損益計算書上、特別利益 500,000 円、特別損失 200,000 円があるが、それぞれ事業の用に供していた固定資産を売却したことによるものである。

(注2) 直前期の法人税の課税所得金額の計算上、損金の額に算入した繰越欠損金の控除額は 1,500,000 円である。

(注3) 直前々期の法人税の課税所得金額の計算上、損金の額に算入した繰越欠損金の控除額は 2,000,000 円である。

チ J社の直前期末における法人税申告書の別表五(一)(利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書)の記載事項は次のとおりである。

差引翌期首現在利益積立金額の差引合計額 52,000,000 円

差引翌期首現在資本金等の額の差引合計額 10,000,000 円

リ 類似業種比準価額の計算上の業種目及び業種目別株価等は次のとおりである。

(単位：円)

業種目	B	C	D	A (株価)				
				①	②	③	④	⑤
大分類	配当金額	利益金額	簿価純資産価額	令和8年 8月以前 2年間平均	令和7年 平均	令和8年 6月分	令和8年 7月分	令和8年 8月分
教育、学習 支援業	4.4	33	232	477	462	476	468	467

ヌ J社の令和8年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預金	33,927,200	買掛金	11,520,000
売掛金	15,000,700	借入金	36,000,000
貸付金	1,200,000	未払金	2,890,300
棚卸資産	16,300,000		
建物	21,000,000		
車両運搬具	8,640,000		
土地	69,000,000		
保険積立金	12,000,000		
合計	177,067,900	合計	50,410,300

(注1) J社は課税時期において仮決算を行っていないため、課税時期における資産及び負債の金額は明確ではないが、令和8年3月31日から課税時期までの間に資産及び負債の金額について著しく増減がないため、評価額の計算には影響しないものとする。

(注2) 「貸付金」のうち300,000円は、債務者について破産法の規定による破産手続開始の決定があり、課税時期において回収不能と見込まれる。

(注3) 「建物」は、J社が令和6年3月に取得した事業用建物であり、課税時期における固定資産税評価額は15,000,000円、課税時期における通常の取引価額は23,900,000円である。

(注4) 「車両運搬具」は全て事業用であり、その内容は次のとおりである。

売買実例価額	8,800,000円
同種及び同規格の新品の課税時期における小売価額	12,500,000円
製造の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額	7,500,000円

(注5) 「土地」の課税時期における相続税評価額は68,000,000円である。

(注6) 「保険積立金」は、J社が被保険者を被相続人甲、受取人をJ社とする生命保険契約に基づき支払った保険料のうち、資産として計上されていた金額である。

なお、被相続人甲の死亡により、当該保険契約に基づき生命保険金25,000,000円がJ社に支払われたが、上記の貸借対照表の資産の部には含まれていない。

(注7) 令和8年3月31日決算期末に係る事業年度の法人税額等の額(税務上適正額)のうち未払いの額は、560,000円であるが、上記の貸借対照表の「未払金」には含まれていない。

(注8) J社は、(注6)の保険金を原資として、同社の「役員退職金等支給規程」に基づき、配偶

者乙に対して次のとおり支給しているが、上記の貸借対照表の負債の部には含まれていない。

退職慰労金	20,000,000 円
功労加算金	2,000,000 円
弔慰金	3,000,000 円

なお、被相続人甲の相続開始直前における賞与以外の普通給与の月額給与額は600,000 円であり、被相続人甲の死亡は業務上の原因によるものではない。また、被相続人甲に対する未払いの報酬・賞与はない。

(注9) 特に記載のあるものを除き、貸借対照表上の金額と財産評価基本通達の定めに基づき計算した金額は同一であるものとする。

(7) 家庭用財産(時価 2,000,000 円)は、配偶者乙に遺贈する。なお、この中には、日常礼拝の用に供している仏壇 500,000 円が含まれている。

(8) 上記以外の被相続人甲の遺産(全て流動資産である。)は総額 38,160,000 円である。このうち、現金 2,000,000 円は弟 C に、現金 8,000,000 円は甥 D に遺贈し、残りの遺産は全て配偶者乙に遺贈する。

4 相続開始時における被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、全て配偶者乙が負担した。

(1) 未納公租公課	3,200,000 円
(2) 食料品購入未払金	150,000 円
(3) 墓地購入未払金	1,200,000 円

5 被相続人甲の葬儀等に要した費用は次のとおりであり、それぞれ次に掲げる者が負担した。

なお、香典 2,000,000 円は、全て配偶者乙が受領した。

(1) 通夜及び告別式の費用	4,000,000 円	配偶者乙及び叔父 A それぞれ 2 分の 1
(2) 葬儀の際の寺院へのお布施	500,000 円	配偶者乙

なお、この金額は、被相続人甲の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められる。

(3) 初七日法要費用	200,000 円	配偶者乙
(4) 香典返戻費用	800,000 円	配偶者乙

6 被相続人甲に関する生命保険契約は次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。

なお、保険契約者、被保険者及び保険金受取人については、契約当初から変更された事実はない。

区分	K生命保険契約	L生命保険契約	M生命保険契約
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	夫B'
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲 1/2 夫B' 1/2	被相続人甲
保険金受取人	配偶者乙	甥D	甥D
保険金額	20,000,000 円	20,000,000 円	5,000,000 円
支払済保険料	18,000,000 円	18,000,000 円	4,500,000 円

(注1) K生命保険契約の保険金額は契約上の死亡保険金額であり、契約者貸付金 2,000,000 円(元利合計額)が保険金額から控除され支払われた。

(注2) M生命保険契約の保険料は、全額前払いで支払っており、支払済保険料のうち 3,000,000 円は未経過保険料に該当する。また、相続開始時において、M生命保険契約を解約するとした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は、4,200,000 円(解約返戻金 1,200,000 円、未経過保険料 3,000,000 円)である。なお、この生命保険契約の契約者の地位は、保険約款の定めにより甥Dが引き継ぐこととなった。

7 被相続人甲は、上記3(1)のとおり、令和8年2月3日に、宅地Eの共有持分3分の2を配偶者乙に対して贈与している。なお、この贈与については、相続税法第21条の6に規定する「贈与税の配偶者控除」の適用要件を満たしている。また、この贈与以外に、被相続人甲からの贈与(みなし贈与を含む。)はないものとする。

8 亡父丙を被相続人とする相続税の申告内容は、次のとおりである。なお、亡父丙の相続を放棄した者はいない。

	亡姉B	被相続人甲	弟C	合計
純資産価額	31,000,000 円	28,000,000 円	32,000,000 円	91,000,000 円
純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産 価額	0 円	2,100,000 円	0 円	2,100,000 円
課税価格	31,000,000 円	30,100,000 円	32,000,000 円	93,100,000 円
課せられた相続税額	1,753,100 円	1,602,100 円	1,809,500 円	5,164,700 円

(注) 課せられた相続税額には、延滞税、利子税、各種加算税の額を含んでいない。

【資料2】宅地の価額を求める場合における補正率等

1 奥行価格補正率表(抜粋)

イ 普通商業・併用住宅地区

10 m以上 12 m未満	0.99
12 m以上 32 m未満	1.00
32 m以上 36 m未満	0.97
36 m以上 40 m未満	0.95
40 m以上 44 m未満	0.93

ロ 普通住宅地区

10 m以上 24 m未満	1.00
24 m以上 28 m未満	0.97
28 m以上 32 m未満	0.95

2 側方路線影響加算率表(抜粋)

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
普通商業・併用住宅地区	0.08	0.04
普通住宅地区	0.03	0.02

3 容積率が価額に及ぼす影響度(抜粋)

普通商業・併用住宅地区	0.5
-------------	-----

4 規模格差補正率を算定する際の表(抜粋)

三大都市圏に所在する宅地

地区区分 記号 地積㎡	普通商業・併用住宅地区 普通住宅地区	
	㊸	㊹
500 以上 1,000 未満	0.95	25
1,000 以上 3,000 未満	0.90	75
3,000 以上 5,000 未満	0.85	225
5,000 以上	0.80	475

【資料3】

1 贈与税の速算表

(1) 相続税法第21条の7の規定の適用に係る贈与税の速算表

基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額	基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額
2,000 千円以下	10	—	10,000 千円以下	40	1,250 千円
3,000 千円以下	15	100 千円	15,000 千円以下	45	1,750 千円
4,000 千円以下	20	250 千円	30,000 千円以下	50	2,500 千円
6,000 千円以下	30	650 千円	30,000 千円超	55	4,000 千円

(2) 租税特別措置法第70条の2の5の規定の適用に係る贈与税の速算表

基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額	基礎控除後の 課税価格	税率 (%)	控除額
2,000 千円以下	10	—	15,000 千円以下	40	1,900 千円
4,000 千円以下	15	100 千円	30,000 千円以下	45	2,650 千円
6,000 千円以下	20	300 千円	45,000 千円以下	50	4,150 千円
10,000 千円以下	30	900 千円	45,000 千円超	55	6,400 千円

2 相続税の速算表

法定相続分に応ずる 取得金額	税率 (%)	控除額	法定相続分に応ずる 取得金額	税率 (%)	控除額
10,000 千円以下	10	—	200,000 千円以下	40	17,000 千円
30,000 千円以下	15	500 千円	300,000 千円以下	45	27,000 千円
50,000 千円以下	20	2,000 千円	600,000 千円以下	50	42,000 千円
100,000 千円以下	30	7,000 千円	600,000 千円超	55	72,000 千円

